

公募型プロポーザルの公告

平成30年度「近鉄奈良駅総合観光案内所運營業務」について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

平成30年2月1日

近鉄奈良駅総合観光案内所運営協議会
会長 高橋 一
(事務局：奈良市観光協会)

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

近鉄奈良駅総合観光案内所運營業務

(2) 業務の目的

本県を訪れる外国人観光客数が大幅に増加する中、観光客の多様なニーズに応えるため、奈良の玄関口である近鉄奈良駅総合観光案内所にて多言語（英語）による観光案内スタッフが外国人観光客及び日本人に奈良県内の広域観光案内を行う。

(3) 委託内容

- 観光案内スタッフ配置・労務管理
- 観光案内
- 観光情報の収集・蓄積・発信
- 観光パンフレット等の設置・補充
- 設置機器、備品等の管理
- 案内状況等に関する記録・報告
- 施設管理
- 物品・チケット販売

(4) 委託期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)まで

(5) 観光案内所の概要

- 年中無休（但し、運営上の理由で臨時休業をすることがある。）
- 午前9時から午後9時まで（ただし、運営上の理由で変更することがある。）
- 常時スタッフ1名（通訳案内士有資格者もしくは資格取得見込の者）配置

(6) 委託料上限額

9,692千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※ただし、当該業務に係る奈良県の予算が議決されなかった場合は、当該業務手続きについて停止等の措置を行う場合がある。

2. 応募資格

提案者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 奈良県または奈良市の物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規定による競争入札参加資格者で、入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又

は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

- (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはそのもの及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格を有しない場合。
- (2) 複数の企画提案書等を提出した場合。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じない場合。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があった場合。
- (5) 企画提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合。
- (6) その他不正な行為が認められた場合。

4. 企画書等の提出

(1) 提出書類

①参加申込書（別紙様式1）

②運営企画書（任意様式）

上記記載の委託内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載すること。

・業務実施方針

・業務実施フロー図

③事業者概要書（別紙様式2）

④類似業務受注実績（別紙様式3）

⑤委託業務実施体制について（別紙様式4）

⑥見積書

※ただし、提出書類の作成及び提出に要した経費は提案者の負担とする。

(2) 提出部数

6部（正1部、副5部）

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 受付期間

①参加申込書

平成30年2月16日（金） 午後5時まで《必着》

なお、持参する場合は土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで

②運営企画書から⑥見積書まで5点

平成30年2月20日（火） 午後5時まで《必着》

なお、持参する場合は土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 提出先

〒630-8228 奈良市上三条町23-4 近鉄奈良駅総合観光案内所運営協議会（奈良市観光協会内）

なお、郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とすること。

5. 応募スケジュール

2月 1日 (木)	要項配布及び提案書・質疑受付開始
2月 13日 (火)	質問受付終了 (正午まで)
2月 14日 (水)	質問回答
2月 16日 (金)	参加申込書受付終了 (午後5時まで)
2月 20日 (火)	要項配布及び提案書受付終了 (午後5時まで)
2月 26日 (月)	選定委員会開催 (プレゼンテーション審査実施、選定)
2月 27日 (火)	選定結果通知、受託候補者との協議開始 ・ 人員配置計画 ・ 緊急連絡網作成 ・ 作業対応マニュアル作成
4月 1日 (日)	近鉄奈良駅総合観光案内所運営開始

6. 審査、事業者の決定

(1) 企画書等の審査

- ①審査は「近鉄奈良駅総合観光案内所運営事業者選定委員会」において行い、最も優れた事業者を選定する。なお、審査は非公開で行う。
- ②提出のあった企画書等については、プレゼンテーション審査を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③審査結果は、審査終了後速やかに、応募者全員（書類選考を行った場合のプレゼンテーション審査結果については、書類選考通過者全員）に対して文書で通知する。
- ④プレゼンテーション審査は、平成30年2月26日（月）に行う予定であるが、時間等詳細は、後日応募者に対して連絡する。
- ⑤プレゼンテーションについては、応募者からの説明時間を20分以内とし、質疑応答を含めた1事業者あたりの時間は30分以内とする。プレゼンテーションは、今回提出していただく書類により行うことを基本とするが、詳細については、後日連絡する。

(2) 運営事業者との契約

最優秀提案者として選定された者が運営事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案者が取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次点の者と協議を行う場合がある。

(3) その他

採択された事業計画は、協議会との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7. その他

- (1) 本件公募型プロポーザルは、奈良県の平成30年度予算の成立以前は選定予定事業者の決定となり、平成30年度予算の成立を持って選定事業者となる。
- (2) 本件業務の詳細については、仕様書の示すところによる。
仕様書については、公益社団法人奈良市観光協会事務局で配布するほか、観光協会 HP (<https://narashikanko.or.jp/index.php>) からダウンロードできる。
- (3) 委託業務等に関する質問については、質問票（別紙様式5）に記載のうえ、質問受付期間内にファクシミリまたは電子メールにて次のあて先に送付すること。
 - ・ 質疑受付期間： 2月1日（木）9時から 2月13日（火）正午まで
 - ・ ファクシミリ： 0742-27-2299
 - ・ 電子メールアドレス： kyokai@narashikanko.or.jp※ 件名には「近鉄奈良駅総合観光案内所運営業務委託に係る質問について」と記載すること。なお、質問の回答は 2月19日（月）までに行うものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。また提出した運営企画書を協議会に無断で他に使用することはできない。
- (5) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、協議会の指示に従うこと。
- (6) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。